

利子、配当金又は手数料の支払又は支払の受領に関する報告書
(年 月分)

財務大臣殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報告者：(18-22)
名称及び
代表者の氏名 _____
報告者の区分(該当に)
1. 公的 2. 銀行 3. その他 _____

所在地 _____
責任者記名押印
又は署名 _____
担当者の氏名(電話番号) _____

1. 支払 (該当に)
2. 支払の受領 (左記の区分により別葉とすること。)

(単位：百万円)

| 所在国又は地域 | 貸付利息又は借入利息 | | | | | | 預金利息 | 配当金 | | 債券利子 | | | | | | 収益分配金 | 金融・証券 手数料 | | | | | | | | | |
|-------------|------------|-------|---------|-----|-----|--------|------|---------|-------------|-------|---------|-----|----|----|----|-------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 関連企業間以外 | 関連企業間 | | | | 子会社配当金 | | その他の配当金 | 中長期 | | | 短期 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 金融会社間 | 金融会社間以外 | | | | | | 関連企業間 以外 | 金融会社間 | 金融会社間以外 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本銀行 使用欄 | 527 | 522 | 523 | 563 | 521 | 526 | 528 | 524 | 525 | 561 | 599 | 431 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 23 | 25 | 26 | 37 | 38 | 49 | 50 | 61 | 62 | 73 | 74 | 85 | 86 | 97 | 98 | 109 | 110 | 121 | 122 | 133 | 134 | 145 | 146 | 157 | 158 | 169 |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。
2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
3 「所在国又は地域」欄には、原取引(支払又は支払の受領の原因となった取引をいう。)の相手方の所在国又は地域を記入すること。ただし、原取引の相手方の所在国又は地域を記入することが困難な場合には、支払又は支払の受領の相手方の所在国又は地域を記入して差し支えない。
4 報告者の区分が「2. 銀行」に該当する者は、貸付利息、借入利息及び債券利子(中長期)については関連企業間以外及び関連企業間を合算し、「関連企業間以外」欄に記入すること。
5 「中長期」欄には、発行時の満期が1年を超える債券に係る利子の受払を記入し、「短期」の欄には発行時の満期が1年以内の債券に係る利子の受払を記入すること。
6 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。
7 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
8 所在国又は地域毎の合計額が百万円に満たない場合は、当該国についての記載を要しない。また、いずれの月中の合計額欄も百万円に満たない場合は当該報告書の提出を要しない。

「利子、配当金又は手数料の支払又は支払の受領に関する報告書」の記載要領

1. 報告を要する者

- (1) 特別国際金融取引勘定承認金融機関（以下では、承認金融機関という）
- (2) 報告省令第16条（デリバティブ取引に関する報告等）に規定されている銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社（承認金融機関を除く。以下同じ）
- (3) 報告省令第17条（貸付債権の売買に関する報告等）に規定されている銀行等、保険会社
- (4) 報告省令第19条（貸付けの実行等の状況に関する報告）に規定されている銀行等、保険会社
- (5) 報告省令第21条（証券の売買の契約状況に関する報告）に規定されている銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社
- (6) 報告省令第22条（証券の売買の契約等の状況に関する報告等）に規定されている銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第14条第7項、第14条の2第4項、第14条の3第4項（上記1. (1) に該当する者）
- (2) 報告省令第16条第3項（上記1. (2) に該当する者）
- (3) 報告省令第17条第3項（上記1. (3) に該当する者）
- (4) 報告省令第19条第3項（上記1. (4) に該当する者）
- (5) 報告省令第22条第6項（上記1. (5) 及び(6) に該当する者）

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 照会先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1 日本銀行国際局国際収支統計担当 60番窓口
（郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本橋郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支統計担当）
- (2) 本報告書に関する照会：国際収支統計担当（所得収支） 03-3277-2099

4. 報告書に計上する期間

毎月中（1日～月末日）

5. 報告書の提出期限

翌月15日（休日の場合はその前営業日）。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

7. 報告書に記載する金額単位と使用する換算レート

- (1) 金額単位：百万円（単位未満切捨て）
- (2) 円以外の外国通貨を円に換算する場合のレート：報告省令第35条第2号の規定により、「財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場」（いわゆる「報告省令レート」。毎月更新）
なお、原金額は端数処理をしないまま集計し、国毎の集計額の百万円未満は切捨て、合計は単位額以上の単純な足し上げとすること。

8. 報告対象

本邦にある居住者が非居住者に対して行う、毎月中の金銭の貸付及び借入の利息、預金利息、証券（コマーシャル・ペーパーを含む）に係る利子、配当金、収益分配金又は金融・証券手数料についての受払（コルレス勘定、本支店勘定、非居住者円勘定又は非居住者外貨預金勘定を通じる方法により支払又は支払の受領を行った場合を含む）を対象とする。

9. 記入の方法と留意点

(1) 「報告年月日」欄

西暦とすること。日付は日本銀行に提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

(2) 「報告者」欄

- イ. 代表者とは会社を代表する取締役等のこと。
- ロ. 氏名の冒頭に資格（代表取締役社長等）も付記すること。
- ハ. 押印は不要。

(3) 「責任者記名押印又は署名」欄

- イ. 報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり部長等の肩書きの有無は問わない。
- ロ. 使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。
- ハ. 署名（自署）した場合は押印不要。

(4) 「担当者の氏名（電話番号）」欄

- イ. 担当者は、当該報告書の照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。
- ロ. 電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

(5) 「所在国又は地域」欄には、原取引（支払又は支払の受領の原因となった取引をいう）の相手方（証券投資に係る利子の支払又は支払の受領にあつては証券の発行体）の所在国又は地域（証券投資のうち、居住者が発行した証券に係る利子の支払又は支払の受領にあつては、支払又は支払の受領の相手方の所在国）を記入すること。ただし、原取引の相手方の所在国又は地域を記入することが困難な場合には、支払又は支払の受領の相手方の所在国又は地域を記入して差し支えない。また、相手方が国際機関の場合は「所在国又は地域」欄に「国際機関」と記入すること。

(6) 本報告書は支払又は支払の受領の区分により別葉とし、「1. 支払」又は「2. 支払の受領」のうちいずれかの該当欄に を記入すること。

(7) 証券に係る利子、配当金又は手数料については、自己の証券売買に係るもののみならず、自己が行った媒介・取次ぎ・又は代理に係る他の居住者と非居住者との間の外貨証券若しくは円払証券の対外売買契約に係るものを含めること。ただし、他の居住者の媒介、取次ぎ又は代理により行われるものについては記入を要しない。また、証券常任代理人として行っている非居住者との間の受払も含めて記入すること。

(8) 「貸付利息又は借入利息」欄及び「債券利子（中長期）」欄については、関連企業間の受払（法第23条第2項に規定する対外直接投資による株式等の取得を行った居住者と当該対外直接投資に係る外国法人との間で行われる受払、又は法第26条に規定する対内直接投資等により株式等を取引された投資先法人と当該株式等を所有している非居住者との間で行われる受払をいう）と関連企業間以外の受払に分類し、記入すること。

ただし、報告者の区分が「2. 銀行」に該当する者は、貸付利息、借入利息及び債券利子（中長期）については関連企業間以外及び関連企業間を合算し、「関連企業間以外」欄に記入する

こと。この場合、「関連企業間」欄には記載不要。

- (9) 「金融会社間」欄には、取引者の一方若しくは双方が金融仲介業務を行う会社（銀行業、証券業又は保険業及びその他金融業を営む会社をいう）である場合に記入し、「金融会社間以外」欄には、「金融会社間」以外の取引について記入すること。
- (10) 配当金のうち「子会社配当金」欄には、自己が海外親会社に対して支払う、若しくは海外子会社より受領する配当金を記入すること（ただし、本邦法人の海外支店又は外国法人の本邦内支店の利潤及び清算配当は含めないこと）。「その他の配当金」欄には、「子会社配当金」以外の配当金の受払を記入すること。
- (11) 「債券利子」には、本邦で発行された債券に係る利子の非居住者に対する債券利子の支払（外債発行に係る海外財務代理人への利払資金の送金を含む）、若しくは海外で発行された債券に係る利子の非居住者からの受領（居住者外債発行に係る海外財務代理人からの利払資金の送金を含む）を記入すること。

また、「中長期」欄には、発行時の満期が1年を超える債券に係る利子の受払を記入し、「短期」の欄には発行時の満期が1年以内の債券に係る利子の受払を記入すること。なお、経過利子の受払は含めないこと。

（注）ストリップス債の利札は割引債とみなすので元本の扱いとなる。従って、当該利札の売買や利払いが発生しても本報告書には金額を記載せず、「証券売買契約状況報告書」（別紙様式第14）で報告すること。
- (12) 「収益分配金」欄には、非居住者との間の証券投資信託契約等に基づく信託財産に係る運用益等の収益分配金の受払について記入すること。
- (13) 「金融・証券手数料」欄には、法第55条の7に規定する外国為替業務に付帯する手数料（銀行諸手数料、金融派生商品取引手数料、証券取引手数料等）の受払を記入すること（証券発行手数料は含まない）。
- (14) 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。次葉には報告者名及び報告対象年月を記入すること。
- (15) 所在国又は地域毎の合計額が1百万円に満たない場合は、当該国についての記載を要しない。また、いずれの月中の合計額欄も1百万円に満たない場合は当該報告書の提出を要しない。